

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構業務方法書の一部改正について
(概要) (案)

第 1 定年引上げ等奨励金の廃止に伴う規定の整備を行うこと。

- 1 定年引上げ等奨励金が廃止され、高年齢者雇用安定助成金が創設されること。(第 4 条関係)
- 2 定年引上げ等奨励金の廃止に伴う経過措置を設けること。(改正附則第 2 条関係)

第 2 高年齢者等職業安定対策基本方針の見直しに伴う規定の整備を行うこと。

- 1 高年齢者雇用確保措置等の内容を変更すること。(第 6 条第 1 項関係)
- 2 70 歳雇用支援アドバイザーを廃止すること。(第 6 条第 3 項関係)

第 3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。(第 10 条第 1 項及び第 13 条第 2 項関係)

第 4 附 則

- 1 施行日は、平成 25 年 4 月 1 日とすること。ただし、改正後の第 10 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用すること。
- 2 所要の経過措置を設けること。